

町民の皆さまへ

会津若松市における集中対策が6月7日をもって解除されました。8日から30日までは、町民の皆さんに、改めて「福島県新型コロナウイルス感染症重点対策」への取組みをお願いします。

県内の感染状況は改善傾向にありますが、変異株による感染が拡大傾向にあり、気を緩めれば瞬く間に感染の再拡大（リバウンド）につながるおそれがあります。また、家庭内感染や感染経路不明の割合が増加しているなど予断を許しません。

一人ひとりが改めて基本的な感染対策の徹底をしてください。

職場においては、必ずマスクを着用し、こまめな換気、ソーシャルディスタンスの確保、手洗いや手指消毒の徹底をしてください。ご家庭においても、これらの対策に加え、外出する際や、親しい間柄であっても会話をする際は、必要に応じてマスクを着用してください。また、感染リスクの高い行動についても控えていただくようお願いします。感染拡大地域との不要不急の往来は控えてください。飲食については、感染拡大防止対策が徹底されたお店で、少人数、短時間、いつも一緒にいる人とお願いします。喉の痛みや咳など、体調に異変がある場合は、早めに医療機関を受診してください。

町内のコロナワクチンの接種については、65歳以上の方の7月末までの接種完了に向け、順調に対策を進めております。今後も全庁的に、迅速かつ的確な感染拡大の防止に取り組んでまいります。

会津坂下町新型コロナウイルス感染症対策本部長
会津坂下町長

齋藤 文英

新型コロナウイルスワクチンの接種について

接種状況について(5月31日現在)

町内医療機関への予約受付数は3,866人で、70歳以上の約8割の方が接種の予約をしました。また、町民の75歳以上の方、町内高齢者施設に入所・従事されている方の38.4%(1,669人)に1回目の接種を行いました。

接種券の送付について

6月8日(火)より65~69歳の年齢が高い方から順に接種券を送付します。接種券がお手元に届き次第、通知の内容をご確認いただき、接種予約をしてください。

※6月18日(金)までに届かない場合は、健康増進係☎93-6169にご連絡ください。

◇◆◇ 6月下旬から、インターネットでの予約受付もできるよう、準備を進めています。◇◆◇

高齢者のワクチン接種予約などの支援について

75歳以上の独居・高齢者世帯の方などへ、地区の民生委員が見守り活動の一環として、訪問や電話連絡により、ワクチン接種の予約などをお手伝いします。

町民の皆さんも、近くでお困りの方がいましたら、ご支援・ご協力をお願いします。



▼裏面のお知らせもご覧ください。

会津坂下町新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金

対象者	福島県の時短営業協力金（令和3年1月15日～令和3年2月14日）の交付要件を全て満たし、交付決定を受けた者			
協力金額	消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）第1条の3令別表第1（3）項に準拠した収容人員により			
	収容人数	30人未満	30人以上100人未満	100人以上
	協力金額	5万円	20万円	50万円
申請期間	令和3年12月1日（水）まで			
問/申込	下記窓口または町ホームページから申請書を取得して提出。 産業課 商工観光班（☎83-5711）			

福島県中小企業制度資金「新型コロナウイルス対策特別資金（実質無利子型）」 信用保証料補助金

対象者	福島県中小企業制度資金「新型コロナウイルス対策特別資金（実質無利子型）」を利用する町内事業者のうち、売上高が5%以上15%未満減少があった町内事業者で、福島県信用保証協会に信用保証料を支払い令和3年5月31日（月）までに融資実行を受けた事業者
補助額	福島県信用保証協会に信用保証料を支払った額の2分の1を補助
問/申込	下記窓口または町ホームページから申請書を取得して提出。 産業課 商工観光班（☎83-5711）

小規模事業者経営改善資金（マル経融資）利子補給補助制度

対象者	次のいずれにも該当する事業者 ①新型コロナウイルス感染症の影響により、直接または間接的に影響を受けている、町内に事業所を置く「マル経融資」を利用した小規模事業者 ②町商工会会員事業者であり、直近年度の年会費を完納していること
補助額	返済1～12回目（元金据え置き期間含む）までの支払利子額の80%（現行利率1%相当額）に相当する額または貸付利率のいずれか低い方（上限10万円）
申請期間	令和4年2月28日（月）まで
申込	町商工会 ☎83-3139
問	産業課 商工観光班 ☎83-5711 町商工会 ☎83-3139

サーモグラフィ導入補助金（延長）

対象者	令和2年4月1日以降に設置型サーモグラフィを新たに購入した常時勤務者20名以上の中小企業・個人事業主で町税を滞納していない方 ※令和2年度本補助金を受けた方は対象外
対象機器	設置型サーモグラフィ（カメラ・モニターその他必要機器） ※町外支店・支所設置分は対象外
補助額	購入費用の2分の1（1事業者1台あたり上限10万円 3台まで）
申請期間	令和4年2月28日（月）まで
問/申込	下記窓口または町ホームページから申請書を取得して提出。 産業課 商工観光班（☎83-5711）

空気清浄機設置事業補助金（延長）

対象者	令和2年4月1日以降に新型コロナウイルス感染症対策のため、空気清浄機を購入して設置した中小企業・個人事業主で町税を滞納していない方 ※令和2年度本補助金を受けた方は対象外
対象機器	空気清浄機（ウイルス除去・不活性化などの効果があるもの）
補助額	購入費用の2分の1（1事業者1台あたり上限2万円 3台まで）
申請期間	令和4年2月28日（月）まで
問/申込	下記窓口または町ホームページから申請書を取得して提出。 産業課 商工観光班（☎83-5711）

ばんげ応援商品券配付事業

対象者	会津坂下町に住民票がある全町民（世帯人数分を世帯主へ郵送します。）
金額	商品券5千円分（地元券2千円分 共通券3千円分） ※申請などの手続きは必要ありません。 ※商品券に同封の利用可能店舗をご確認ください。
配付時期	令和3年7月中旬から8月上旬
問	産業課 商工観光班 ☎83-5711